

北 光 会 定 款

昭和33年 8月31日改正
昭和34年 4月21日一部改正
昭和36年 4月25日一部改正
昭和42年 6月 3日一部改正
昭和47年 6月 3日一部改正
昭和51年 6月 4日一部改正
昭和55年 6月 4日一部改正
昭和59年 7月 5日一部改正
平成10年 6月 6日一部改正
平成15年 6月 7日一部改正
平成18年 6月10日一部改正
平成24年 5月26日一部改正
平成25年 6月 1日一部改正
平成26年 4月 1日一部改正
平成27年 5月30日一部改正
平成29年 5月27日一部改正
平成 4年 6月 6日一部改正

第1章 総 則

(名称等)

第1条 本会は、昭和3年6月2日設立され北光会と称する。
第2条 本会は、本部を秋田市手形学園町秋田大学内に置き、支部は第18条の定めるところによる。

第3条 本会に、事務局を置き、会務を処理する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、及び秋田大学大学院理工学研究所の発展並びに科学技術と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
一 会報及び会員名簿の発行
二 資源学及び理工学に関連する科学技術と産業の発展を目指した研究及び教育活動への貢献
三 秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、並びに秋田大学大学院理工学研究所の学生に対する奨学資金の貸付
四 その他必要と認める事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

一 正会員

イ 秋田県立専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、又は秋田大学大学院理工学研究所の修了生
ハ 秋田県立専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、又は秋田大学大学院理工学研究所に在学した者で理事会の承認を経た者
ニ 技術員養成校、通信教育講座などの附属施設修了生で理事会の承認を経た者
二 準会員
秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、又は秋田大学大学院理工学研究所に在学中の者
三 特別会員
イ 秋田大学大学院国際資源学研究所、又は秋田大学大学院理工学研究所に在職する教職員で、希望する者
ロ 秋田県立専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学大学院工学資源学研究所、秋田大学大学院国際資源学研究所、又は秋田大学大学院理工学研究所に在職した教職員で、希望する者
四 賛助会員
イ 本会の事業を援助する個人又は団体で維持年会費を拠出し、理事会において推薦された者
ロ 維持年会費は、会費細則に定める。

第5章 会 議

(会議)

第12条 本会に、次の各号に掲げる会議を置く。

一 通常総会

イ 通常総会は、毎年1回開催し、会務を報告し、収支決算及びその他の重要事項を議決する。
ロ 通常総会は、開催期日の2週間以上前に、付議すべき重要議題を会員に通知する。
ハ 臨時総会
イ 臨時総会は、総会出席者及び委任状提出者により成立する。
イ 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は理事会の請求があった場合に開催するものとする。
ロ 臨時総会の招集、成立条件などは通常総会に準ずる。

二 理事会

イ 理事会は、役員をもって構成し、必要事項を協議決定する。
ロ 理事会に、必要に応じて、上記以外の会員を出席させ、協議に加えることが出来る。
四 支部長会
イ 支部長会は、会長、副会長及び支部長をもって構成し、必要事項を協議決定する。
ロ 支部長会に、必要に応じて、上記以外の会員を出席させ、協議に加えることができる。

第13条 前条の会議は、総て会長が招集し、議長には会長をもって充てる。
第14条 第12条に掲げる会議の議決は、出席した会員の過半数により決するものとする。ただし、費用をもって意見を表示した者並びに議決権の行使を他の会員に委任した者は出席とみなす。

第6章 事 務 局

(事務局長)

第15条 事務局に、事務局長を置く。
2 事務局長は、理事会の推薦により正会員のうちから会長が委嘱する。
3 事務局長は、会長の指示に従い会務に専任すると共に、本会所属の施設、文書記録、印及びその他の財産保管の責任を負う。
(事務局会議)

第16条 本会の会務を遂行するために、事務局長は事務局会議を招集する。
2 事務局会議に、必要に応じて、会長、副会長を出席させることができる。
(事務職員)

第17条 事務局に、事務職員を置く。

第7章 支部及び部会

(支部)

第18条 本会に次の10支部を設け、当該支部の都道府県などに居住する会員をその支部会員とする。
支 部 名 所属都道府県名など
北 海 道 北海道
秋 田 秋田 (大学支部を除く)
東 北 青森、岩手、宮城、山形、福島
東 京 東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟
東 海 北 陸 愛知、岐阜、三重、石川、富山
西 大 阪、京都、奈良、和歌山、兵庫、滋賀、福井
中 国 広島、山口、鳥取、島根、岡山
四 国 徳島、香川、愛媛、高知
九 州 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
大 学 秋田大学、海外

2 大学支部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
一 秋田大学に在職又は在学する会員
二 海外に在住する会員

第19条 各支部に支部長を置き、当該支部の会務を処理する。
2 各支部は支部規程を定め、会長の承認を経てこれに基づき運営する。
3 各支部は、本会の目的に沿った諸事業を行う。
4 各支部の経費の一部は、本部が補助する。

五 名譽会員

本会に特別の功勞があつた者で、總會において推薦されこれを承認した者

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、会費を毎年納付するものとする。

2 会費年額は、会費細則に定める。

第8条 学部の準会員は、入学時に入会金及び4年分の準会員費を納入するものとする。
2 入会金及び準会員費の年額は、会費細則に定める。

第4章 役員及び特別役員

(役員)

第9条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

一 会長1名

イ 会長は本会を代表し、会務を総括する。
ロ 会長は、会長選考規程により選出された候補者を總會において決定する。
ハ 会長選考規程は、別に定める。

二 副会長 若干名

イ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
ロ 副会長は、会長の推薦により總會の承認を経るものとする。

三 理事 250名以内

イ 理事は、理事会を構成して重要な会務を執行する。
ロ 理事は、總會において正会員及び特別会員のうちから支部の推薦者を推薦により決定する。ただし、支部長及びクラス幹事長、事務局長は審議を経ないで理事となる。

四 監事 3名

イ 監事は、本会の資産及び会務の執行を監査し、必要に応じて理事会及び總會で意見を述べることができる。
ロ 監事は、總會において正会員のうちから推薦により決定する。

五 クラス幹事

イ クラス幹事は、クラス幹事会を構成して各学部、各学年の学科、またはコースの会員と密着な連絡をとり、会員相互の連絡と親睦を深める役割を実行する。
ロ クラス幹事は、總會において正会員のうちから各学年、学科またはコースの代表者を審議により決定する。
ハ 学部にごとにクラス幹事長を置く。

第10条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の役員に欠員が生じた場合の兼任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(特別役員)

第11条 本会は、次の各号に挙げる特別役員を置く。

一 名誉会長

イ 本会の会長を10年以上経験し、又は会長として特別な業績を有し、總會において推薦された者を名誉会長とする。
二 特別顧問
会長経験者及び特に總會において推薦された者を特別顧問とする。ただし、名誉会長は除く。

三 顧問

副会長経験者及び特に總會において推薦された者を顧問とする。ただし、副会長経験者が支部長又はクラス幹事長を務める場合は、それらを退任後に顧問となる。

四 特別役員及び各幹事会員は、会務に関して会長又は理事会の要請により次条に掲げる会議で意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の基礎を築くため基本財産を設けずる。
2 基本財産は、入会金及び寄付金をもって充てる。

第22条 経常費は、会員の会費その他の収入をもって充てる。

第23条 本会の資産は、会長名義で郵便局、銀行、その他に預ける。

(会計)

第24条 本会の会計を整理するため、次の各号に掲げる帳簿を備え保存するものとする。
一 基本財産台帳
二 金銭出納簿
三 収支内訳簿
四 その他必要帳簿

第25条 会長は、毎年度の予算決算を作成し、總會の承認を受けるものとする。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第27条 基本財産を使用する場合は、会長が理事会に審議を得るものとする。ただし、總會の事後承認を要するものとする。

第9章 定款の改正

第29条 本定款の改訂は、總會の決議により定める。

附 則

この定款は、平成29年5月27日から施行する。

北光会費細則

(目的)

第1条 本細則は、北光会員の会費について定める。

(会費)

第2条 本会員は、次の各号の一に該当する会費を納めるものとする。

一 正会員及び特別会員は、年会費3,000円を納めるものとする。
二 学部の準会員が入学時に納める金額は入会金 (10,000円) 及び4年分の準会員費 (1,500円/年×4年) とし、博士前期課程の準会員が入学時までに収める金額は2年分の準会員費 (1,500円/年×2年) とする。

三 65歳以上の会員が一括50,000円を納める場合は永年会員費とする。
四 賛助会員は維持年会費1口 (10,000円) 以上を納めるものとする。
(改訂)

第3条 本細則の改訂は、總會の決議により定める。

附 則

この細則は、平成24年5月26日から施行する。

